第三　商店街活性化支援事業に関する事項

1　商店街活性化支援事業の内容に関する事項

(1)　基本的な考え方

商店街活性化支援事業は、商店街振興組合等に対して行う商店街活性化事業計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う商店街振興組合等の組合員又は所属員に対する研修、商店街活性化事業の実施についての指導・助言その他の商店街活性化事業の円滑な実施を支援するものである。

(2)　商店街活性化支援事業計画の作成主体

一般社団法人、一般財団法人及びＮＰＯ法人（これらの者のうち、その議決権の二分の一以上を中小企業者が有していることなどの要件を満たすものに限る。）は、本基本方針に基づいて商店街活性化支援事業計画を作成し、当該計画が適当である旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(3)　商店街活性化支援事業の内容

商店街活性化事業を効果的に実施するためには、商店街振興組合等は当該事業に係る専門的な知識やノウハウを有していることが必要となるものの、商店街振興組合等がこうした専門的な知識等を独自に得ることは容易ではない。このことを踏まえ、商店街活性化支援事業は、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業とする。

商店街活性化支援事業の具体的な内容としては、商店街振興組合等に対して行う商店街活性化事業計画の作成に必要な情報提供、商店街振興組合等の組合員又は所属員を対象とした商店街の活性化に関するセミナーや研修等による人材育成、商店街活性化事業の円滑な実施のために必要な指導・助言、研修に必要な施設の整備等がある。

商店街活性化支援事業を行うに当たっては、計画期間内に、支援対象である商店街振興組合等において商店街活性化事業計画の作成を実現させるとともに、支援対象である商店街振興組合等が認定商店街活性化事業計画の目標を計画期間より早期に達成させること又は目標を上回る成果を実現させることが求められる。

(4)　商店街活性化支援事業の計画期間

商店街活性化支援事業計画の実施期間については、三年程度を目安とする。事業を開始する時期、事業の実施項目ごとの着手する時期、目標を達成する時期等について、可能な限り明確にすることとする。

2　商店街活性化支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

(1)　基本的な考え方

国は、全国の多くの商店街において商店街活性化事業の取組を促進するため、当該事業に係る専門的な知識やノウハウを商店街振興組合等に提供する商店街活性化支援事業の形成・実施の支援に努めるものとする。

(2)　商店街活性化支援事業への支援の促進

国は、関係省庁による相互協調の下、認定商店街活性化支援事業者による、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、全国商店街振興組合連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の関係機関とのネットワークの構築や強化などの取組を支援するよう努めるものとする。

(3)　商店街活性化支援事業計画の評価体制の整備

国は、商店街活性化支援事業計画の認定を公正かつ適正に行うため、有識者、専門家、消費者等で構成される評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断するものとする。

評価委員会においては、商店街活性化事業計画の作成につながるものであるか、商店街活性化事業により効果をもたらすものであるか、商店街活性化支援事業を円滑かつ確実に遂行するための適切な体制になっているか等について評価を行う。

附　則

この告示は、平成二十一年八月十四日から施行する。

○経済産業省告示第二百六十五号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行に伴い、及び小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十二条第一項の規定に基づき、小規模企業者等設備導入資金助成法第十二条第一項の規定に基づく都道府県の事業計画作成の基準（平成十二年通商産業省告示第百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年八月十四日から施行する。

平成二十一年八月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

小規模企業者等設備導入資金助成法第十二条第一項の規定に基づく都道府県の事業計画作成の基準の一部を改正する告示

別紙一３中「並びに企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に改め、「承認事業高度化計画に従って設備の導入をする場合」の下に「並びに商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の認定商店街活性化事業計画に従って設備の導入をする場合」を加える。

別紙一４中「並びに企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に改め、「承認事業高度化計画に従って設備の導入をする場合」の下に「並びに商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の認定商店街活性化事業計画に従って設備の導入をする場合」を加える。

○国土交通省告示第九百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十一年八月十四日

国土交通大臣　金子　一義

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）［有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」］（千葉県長生郡長南町報恩寺字住地面地内から木更津市下郡字湯名地内までの間）

第３　起業地

１　収用の部分　千葉県長生郡長南町報恩寺字住地面、字星ノ谷及び字常連坊、若荷沢字灰ヶ谷、字川向、字才ヶ谷、字福田、字宮山、字竹ノ谷、字堂下、字村ノ台、字狐谷、字井戸尻及び字不動台、竹林字小宮田、字道六神、字宮前、字川田及び字熊ノ谷並びに岩撫字君ヶ谷、字外ヶ谷、字三百目及び字滝ノ谷地内

千葉県市原市田尾字堰谷、字砂田及び字真崎、山小川字原宮前、字関尻、字釜ヶ堀、字小関谷、字関ノ代、字関ノ上、字柏野黒土沢及び字柏野、大和田字柏野、字冨士山、字神山、字神丘、字東山、字堰谷、字八幡前、字後山、字富岡、字中郷及び字緑岡、大和田不入高滝養老入会字冨士山部田、字山田部田及び字一丁坊、不入字上永田、久保字神土、字堰ノ台及び字馬頭台、養老字下モ田、字番後、字奥通及び字薮田、高滝字壱丁坊、字堰谷、字奥通、字番後及び字西番後、駒込字立野、山口字後田、字ナウナ、字地蔵谷、字大谷、字一反田、字弓寄、字釜山、字坂下、字大坂、字長谷、字堰庭、字佛坂、字清水谷、字源太蔵、字梶田、字廣谷、字竹ノ堀下及び字上竹ノ堀並びに山口駒込久保外部田岩薮字三重山地内

千葉県木更津市真里谷字五ノ神頭、字藤塚、字大骨谷、字小関、字醐詰、字向ヒ、字台畑、字北山、字二十一山、字関ノ谷、字小作黒田、字黒田、字寺ノ根、字原田、字天寧山、字宮ノ下、字深作、字平柳、字下山、字下モ、字谷田ノ上山及び字坂ツラ、茅野字大作、字不動谷、字上ノ台、字上谷田、字百目木、字下谷田、字天神下、字稲荷森、字澤田及び字舞台並びに下郡字湯名地内

２　使用の部分　千葉県長生郡長南町岩撫字滝ノ谷及び字星谷並びに蔵持字大欠堀、字境堀、字乾台、字大谷及び字浅草地内

千葉県市原市水沢字宮下、字東馬坂、字花立、字馬坂、字藤谷、字三ツ又及び字上藤谷、田尾字上越谷、字堰谷及び字砂田並びに山口駒込久保外部田岩薮字三重山地内

千葉県木更津市真里谷字奥杉田谷、字三重山、字五ノ神頭、字北山、字二十一山、字関ノ谷、字小作黒田、字平柳、字下山、字坂ツラ及び字永井並びに茅野字大作地内